

農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本方針

令和8年3月

大 分 県

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

農業・農村は、担い手の減少、国際化の進展に加え、消費者の食に対するニーズの多様化など、新たな課題への対応が必要となっている。

このような状況を踏まえ、県は、大分県農林水産業振興計画「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024」を令和6年9月に改訂した。「自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業」を基本目標として、農林水産業の成長産業化を実現するため、主体的に生産活動を拡大する「元気な担い手」が地域を牽引することで、収益性の高い「元気な産地」が形成され、さらに新たな担い手を呼び込むといった好循環を多く生み出すこととしている。

この目標達成に向けて、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ集中的に講ずることにより、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）の育成を図る。

### 1 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

地域の優良な農業経営事例を踏まえ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成し、地域その他産業従事者と均衡する生活を営むことができるような年間所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得440万円程度）を確保することができるような効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、県はこれらの経営体が地域における農業生産の相当部分を担えるよう農業構造の確立を目標とする。

このため、集約型農業経営においては、高収益作物の導入及び産地形成を推進する。

一方、土地利用型農業経営においては、生産性の向上を図るため、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による地域計画を基にほ場の集団化及び大区画化を推進するとともに、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業の積極的な活用により、利用権の設定等の促進を図る。また、農地所有適格法人等の土地利用調整活動による農地の連担化を促進し、地域及び営農の実態等に応じた効率的な土地利用を進める生産組織を育成する。

併せて、令和4年度に本県が設置したおおいた農業経営・就農支援センターにおいて、農業経営体の様々な経営課題に対応するワンストップの相談窓口を設置し、経営診断、専門家派遣を行い、伴走型による継続的なフォローアップなどにより農業経営体の経営発展を支援する。

### 2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県にとって重要な産業である農業が、持続的に発展するためには、次代を担う力強い担い手の確保・育成が必要である。このため令和6年度から10年度までに1,400人の新規就農者を確保することを目標とする。なお、45歳以上

の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的に農業を営もうとする者は、積極的に就農を支援する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

年間総労働時間は、本県その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する水準（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）を達成するとともに、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1に示す効率的かつ安定的な農業経営目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会の開催等を行うほか、栽培技術をはじめ農業経営に関する知識習得のため、大分県立農業大学校（以下「農業大学校」という。）や地域育成型研修施設（以下「就農学校」という。）及び研修システム（以下、「ファーマーズスクール」という。）の活用、指導農業士による技術・経営支援など、新規就農者にとって効率的かつ計画的な研修が可能な体制を整備する。

他方、園芸や畜産部門を中心に、優良な個別経営体の法人化や企業参入を積極的に推進し、雇用就農の受皿となる経営体が増加するように努める。

3 地域の実情に即した多様な担い手の位置付け

効率的かつ安定的な農業経営体の育成を基本に、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実態に即し、多様な農業を担う者を以下のように位置付け、その育成を図る。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を補完する調整・連携組織等

地域内の多様な担い手とのネットワークを構築し、担い手の効率的な営農及び担い手不在集落の対応等を実施する地域農業経営サポート機構の育成を図る。

また、他産業従事者・退職者、高齢者や障がい者、外国人等については、地域における多様な人材として、地域及び営農の実態に応じ、担い手を補完するものとして育成や活躍を図る。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。

集落を基礎とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえ、更なる規模拡大や経営の多角化を推進しその経営発展を加速することにより、効率的かつ安定的な組織経営体へ誘導する。

地域別には次のとおりである。

ア 平坦でほ場整備の進んだ地域においては、農用地の利用調整等を通じて農業で自立できる個別経営体や認定農業者を中心に法人を育成する。

イ 中山間地域等の担い手が不足する地域においては、集落等を基礎とした生産組織や法人の育成を図るとともに、労働集約型、高付加価値型、複

合型経営へと誘導する。

また、これらの地域においては、担い手を補完する農作業受託等を行う農業支援サービス事業体を確保・育成する。

(3) 女性の経営参画の促進

農村における女性は、県内の基幹的農業従事者の約38%を占めており、農業生産において重要な役割を担っている。こうした女性の力を農業経営に活かす必要があることから、女性農業経営士の育成や農業経営改善計画の共同申請の推進、家族経営協定等を通じて、女性の農業経営へのより一層の参画を推進する。

また、本県では、新規就農者の女性割合が増加傾向にあり、リーダーとして地域を牽引する女性も見られる。女性の労働環境の改善や独立就農に向けた研修体制を整備し、地域をリードする女性農業者を育成する。

(4) 多様な農業者との連携

効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農業者、生きがい農業を行う高齢者、遊休農地を所有している農家等の関係については、地域資源の維持管理、担い手への補助労働力等の面での役割分担を明確にし、相互の連携協力によりメリットを享受できるよう地域コミュニティの活性化を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本県及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえ、主要な営農類型について示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕（認定農業者）

営農類型	経営規模		労働力	生産方式	資本装備
水稲 + 麦 + 大豆 (平坦地)	水稲 1,000 a 麦 1,500 a 大豆 500 a (経営面積 1,500 a)	基幹労働力 1人 補助労働力 1人	大型機械化体系 大区画化 団地化 2年4作	トラクター 田植機 コンバイン 乗用防除機 トラック	
水稲 + WCS稲 (中山間)	水稲 600 a WCS稲 300 a (経営面積 900 a)	基幹労働力 1人 補助労働力 1人	中型機械化体系 団地化	トラクター 田植機 コンバイン 乗用防除機 トラック	
水稲 + 作業受託 (中山間)	水稲 700 a 作業受託 300 a (経営面積 1,000 a)	基幹労働力 1人 補助労働力 1人	中型機械化体系 団地化	トラクター 田植機 コンバイン 乗用防除機 トラック	
椎茸	生椎茸 30,000 本 (年10,000本、300,000駒接種) 乾椎茸 30,000 本 (年7,500本、150,000駒接種)	基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	原木栽培	ビニールハウス 浸水槽 保冷库、暖房機 発電機、チェーンソー ドリル 運搬車、トラック	

営農類型	経営規模	労働力	生産方式	
			資本装備	
いちご	いちご (促成) 25 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	高設栽培 棚式小型ポット育苗方式 電照・加温機導入	ビニールハウス 高設栽培施設 育苗施設 加温機、電照施設 予冷库 トラック、防除機
白ねぎ	白ねぎ 280 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	一部ポット育苗 定植機利用	土寄せ機、播種機 定植機 皮むき機コンプレッサー 結束機 トラクター、トラック
こねぎ	こねぎ 90 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	周年出荷体系 高畦栽培 皮むき機導入	ビニールハウス トラクター、播種機 動力噴霧機、管理機 皮むき機 運搬車、トラック 肥料散布機
高糖度かんしょ	高糖度かんしょ 250 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	マルチ栽培	ビニールハウス(育苗) マルチ張り機、土壤消毒機 つる切り機、収穫機、貯蔵庫 トラクター、トラック
にら	にら 70 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	周年出荷体系	ビニールハウス 動力噴霧機 背負式動噴、管理機 トラクター、トラック
トマト	トマト (夏秋) 30 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	雨よけ栽培 選果機、セル苗利用 無人防除機導入	ビニールハウス クローラー Spreyer 灌水ポンプ マルチャー トラクター、トラック 堆肥散布機
ミニトマト	ミニトマト 30 a	基幹労力 1人 補助労力 1人	雨よけ栽培	ビニールハウス 動力噴霧機、マルチャー 土壤消毒機、選果機 トラクター、トラック
ピーマン	ピーマン 15 a 高糖度かんしょ 30 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	雨よけ栽培 共同育苗、共同選果	ビニールハウス 動力噴霧機 マルチャー トラクター、トラック
キャベツ	キャベツ 300 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	夏秋どり	トラクター、トラック ビニールハウス 動力噴霧機 運搬車 管理機
ハウスみかん	ハウスみかん 20 a ハウス不知火 15 a 露地みかん 10 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	三層カーテン方式 早期加温型 ～後期加温型技術導入 SS(スビート・スプレヤー)防除	ビニールハウス 暖房機 ヒートポンプ 動力噴霧機 運搬車、トラック スピードスプレヤー(共用)
露地柑橘	露地みかん 40 a セミノール 50 a 不知火(越冬完熟) 10 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	SS(スビート・スプレヤー)防除 共同選果	動力噴霧器 運搬車、トラック スピードスプレヤー

営農類型	経営規模		労働力	生産方式	資本装備
カボス	ハウスカボス (加温ハウス)	10 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	SS(ｽﾋﾞｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ)防除 共同選果場貯蔵庫	ビニールハウス 貯水槽 暖房機 動力噴霧機 運搬車、トラック スピードスプレーヤー
	露地カボス (露地)	50 a			
	露地カボス (短期貯蔵)	100 a			
なし	豊水	30 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	忌避灯による無袋栽培技術の導入 SS(ｽﾋﾞｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ)防除 灌水技術導入 共同選果	スプリンクラー 果樹棚 防蟻灯、防霜ファン 乗用モア 運搬車、トラック スピードスプレーヤー
	幸水	25 a			
	新高	20 a			
	あきづき	30 a			
	豊里・南水	20 a			
ぶどう	シャインマスカット (加温)	20 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	加温ハウス栽培 SS(ｽﾋﾞｰﾄﾞｽﾌﾟﾚｰﾔｰ)防除 一部被覆栽培	ビニールハウス、暖房機 一部被覆アーチ 果樹棚 灌水施設 スピードスプレーヤー 運搬車、トラック 乗用モア
	シャインマスカット (無加温)	20 a			
	シャインマスカット (一部被覆)	20 a			
キウイフルーツ	キウイフルーツ	100 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	露地栽培	果樹棚 動力噴霧機、スピードスプレーヤー 運搬車、トラック 刈払機、乗用モア
	露地みかん	45 a			
キク	施設キク	60 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	年3作栽培 自動灌水装置、自動防除機、 自動選花機導入	鉄骨ハウス 冷蔵庫 自動防除灌水施設 電照シェード施設 暖房機 自動選花機 土壤消毒機 トラクター、トラック
トルコギキョウ	トルコギキョウ (冬春出荷型)	25 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	年2度切り方式	強化型ハウス 出荷調整施設 灌水施肥施設 暖房機 電照施設 動力噴霧機 トラクター、トラック
スイートピー + ホオズキ	スイートピー	25 a	基幹労力 1人 補助労力 1人 雇用有り	施設 施設(新益)・雨よけ(旧益)	ビニールハウス 加温機 トラクター、トラック 動力噴霧機 管理機 土壤消毒機
	ホオズキ	20 a			
肉用牛	肥育牛 (黒毛和種)	240 頭	基幹労力 1人 補助労力 1人	去勢 240頭規模 一部自給飼料	群飼方式肥育牛舎 直下型換気扇 トラクター、トラック タイヤショベル 堆肥舎

営農類型	経営規模	労働力	生産方式	資本装備
肉用牛 (専業) 飼料購入 (コトラカ-利用)	繁殖牛 (舎飼) 50 頭	基幹労力 1人 補助労力 1人	舎飼型	フリーバーン牛舎 連動スタンション 直下型換気扇 トラクター、トラック タイヤショベル 堆肥舎
酪農	酪農 (経産牛) 70 頭	基幹労力 1人 補助労力 1人	フリーストール方式 フリーバーン方式 タイストール方式	フリーストール牛舎 +ミルクングパーラー フリーバーン牛舎 +ミルクングパーラー タイストール牛舎 堆肥舎

#### 〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	労働力	生産方式	資本装備
水稲 + 麦 + 大豆 (平坦地)	水稲 5,000 a 大豆 7,500 a 麦 2,500 a (経営面積 7,500 a)	基幹従事者 5人 補助従事者 1人	大型機械化体系 大区画化 団地化 2年4作	トラクター 田植機 コンバイン 乗用防除機 トラック
水稲 + WCS稲 (中山間)	水稲 3,000 a WCS稲 1,500 a (経営面積 4,500 a)	基幹従事者 5人 補助従事者 1人	中型機械化体系 団地化	トラクター、トラック 田植機 コンバイン 乗用防除機

#### ○経営管理の方法

- ・複式簿記の実施による経営と家計の分離を図る。
- ・貸借対照表、損益計画書により、経営状況を把握する。
- ・生産計画、利益計画、資金繰り計画等の経営計画を月別、年別に作成する。
- ・月別経営計画と実績を比較し、経営計画の見直しを図る。
- ・資金の有効利用により、目標とする経営に向け改善を図る。
- ・経営規模の拡大に伴い、必要となる雇用労力の安定確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就労条件等の整備により、役割の分担や給料制等を導入する。
- ・農業経営収入保険等のセーフティネット活用により、経営の安定化を図る。

#### ○農業従事の態様

- ・スマート農業技術等を駆使する農業支援サービス事業体の活用により、生産性の向上や農作業における負担軽減等を図る。
- ・ロボットやIoTを活用するスマート農業の導入等により省力化・軽労化を総合的に推進し、作業方式の改善を図る。
- ・労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ・家族労働力で不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ・家族経営協定の締結等により定期的な休日・余暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ・従事者の健康や安全を確保するため、作業に適した装備（防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防振手袋等）とともに、機械作業などの安全点検を励行する。

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の2の(2)に示した農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、以下に示す以外の営農類型については、第2に示す基本的指標のおおむね6割を目標とする。

#### 〔個別経営体〕（認定新規就農者）

営農類型	営農類型	労働力	生産方式	資本装備
いちご	いちご (促成)	20 a 基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	高設栽培 棚式小型ポット育苗方式 電照・加温機導入	ビニールハウス 高設栽培施設 育苗施設 加温機、電照施設 予冷庫 トラック、防除機
白ねぎ	白ねぎ	150 a 基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	一部ポット育苗 定植機利用	土寄せ機、播種機 定植機 皮むき機コンプレッサー 結束機 トラクター、トラック
こねぎ	こねぎ	70 a 基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	周年出荷体系 高畦栽培 皮むき機導入	ビニールハウス トラクター、播種機 動力噴霧機、管理機 皮むき機 運搬車、トラック 肥料散布機
高糖度かんしょ	かんしょ	150 a 基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	マルチ栽培	ビニールハウス(育苗) マルチ張り機、土壤消毒機 つる切り機、収穫機、貯蔵庫 トラクター、トラック
にら	にら	50 a 基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	周年出荷体系	ビニールハウス 動力噴霧機 背負式動噴、管理機 トラクター、トラック
トマト	トマト (夏秋)	20 a 基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	雨よけ栽培 選果機、セル苗利用 無人防除機導入	ビニールハウス クローラースプレーヤ 灌水ポンプ マルチャー トラクター、トラック 堆肥散布機
ピーマン	ピーマン	15 a 基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	雨よけ栽培 共同育苗、共同選果	ビニールハウス 動力噴霧機 マルチャー トラクター、トラック
ハウスみかん	ハウスみかん (中期型) ハウス不知火 (施設中晩柑) 露地みかん (極早生)	10 a 基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り 10 a 雇用有り 10 a	三層カーテン方式 早期加温型 ～後期加温型技術導入 SS(スチール・スプレー)防除	ビニールハウス 暖房機 ヒートポンプ 動力噴霧機 運搬車、トラック スピードスプレーヤー(共用)

営農類型	営農類型	労働力	生産方式	資本装備	
なし	豊水	20 a	基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	忌避灯による無袋栽培技術の導入 SS(ビートスプレー)防除 灌水技術導入 共同選果	スプリンクラー
	幸水	10 a			果樹棚
	新高	10 a			防蟻灯、防霜ファン
	あきづき	20 a			乗用モア
	豊里・南水	5 a			運搬車、トラック スピードスプレーヤー
ぶどう	シャインマスカット (加温)	10 a	基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	加温ハウス栽培 SS(ビートスプレー)防除 一部被覆栽培	ビニールハウス、暖房機
	シャインマスカット (無加温)	10 a			一部被覆アーチ
	シャインマスカット (一部被覆)	10 a			果樹棚 灌水施設 運搬車、トラック 動力噴霧器
キク	施設キク	30 a	基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	年3作栽培 自動灌水装置、自動防除機、 自動選花機導入	鉄骨ハウス 冷蔵庫 自動防除灌水施設 電照シェード施設 暖房機 自動選花機 土壌消毒機 トラクター、トラック
トルコギキョウ	トルコギキョウ (冬春出荷型)	15 a	基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	年2度切り方式	強化型ハウス 出荷調整施設 灌水施肥施設 暖房機 電照施設 動力噴霧機 トラクター、トラック
スイートピー + ホオズキ	スイートピー	10 a	基幹労働力 1人 補助労働力 1人 雇用有り	施設 施設(新益)・雨よけ(旧益)	ビニールハウス
	ホオズキ	15 a			加温機 トラクター、トラック 動力噴霧機 管理機、土壌消毒機
肉用牛 (親元就農型)  自給飼料生産	繁殖牛 (舎飼)	20 頭	基幹労働力 1人	舎飼型	フリーバーン牛舎 連動スタンション 直下型換気扇 堆肥舎 軽トラック 小型タイヤショベル 自給飼料生産機械一式 ロールグラブ

### ○経営管理の方法

- ・複式簿記の実施による経営と家計の分離を図る。
- ・貸借対照表、損益計画書により、経営状況を把握する。
- ・生産計画、利益計画、資金繰り計画等の経営計画を月別、年別に作成する。
- ・月別経営計画と実績を比較し、経営計画の見直しを図る。
- ・資金の有効利用により、目標とする経営に向け改善を図る。
- ・経営規模の拡大に伴い、必要となる雇用労働力の安定確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就労条件等の整備により、役割の分担や給料制等を導入する。
- ・農業経営収入保険等のセーフティネット活用により、経営の安定化を図る。

#### ○農業従事の態様

- ・スマート農業技術等を駆使する農業支援サービス事業者の活用により、生産性の向上や農作業における負担軽減等を図る。
- ・ロボットやＩｏＴを活用するスマート農業の導入等により省力化・軽労化を総合的に推進し、作業方式の改善を図る。
- ・労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。
- ・家族労働力で不足する時期には、雇用労働力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。
- ・家族経営協定の締結等により定期的な休日・余暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。
- ・従事者の健康や安全を確保するため、作業に適した装備（防除衣、防塵マスク、イヤーマフ、防振手袋等）とともに、機械作業などの安全点検を励行する。

#### 第４ 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

本基本方針第１の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農して定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受け入れから定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

そこで以下のとおり、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備を行う。

- 1 おおいた農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針
  - (1) 農業経営基盤強化促進法第１１条の１の規定に基づき、本県では大分県農林水産部新規就業・経営体支援課をおおいた農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置づけ、農業経営に関する助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供、市町村等への紹介等を行うこととする。
  - (2) おおいた農業経営・就農支援センターは、以下の業務を行うこととする。
    - ア 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
    - イ 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
    - ウ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応、専門家派遣
    - エ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整
  - (3) おおいた農業経営・就農支援センターの運営に当たっては、大分県新規就業・経営体支援課が事務局を担うとともに、おおいた農業経営・就農支援センターは振興局、一般社団法人大分県農業会議（以下「県農業会議」とい

う。）、公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下、「県公社」という。）、大分県農業協同組合中央会など関係機関と相互に連携して農業を担う者のサポートを行うものとする。

- (4) 大分県新規就業・経営体支援課は、おおいた農業経営・就農支援センターの年度計画について、前年度の活動状況や当年度の予算措置状況等を踏まえて関係機関との協議の上、年度ごとに作成する。
- (5) おおいた農業経営・就農支援センターの相談窓口については、経営関係のサポートに関しては振興局に設置し、就農関係のサポートに関しては県公社に設置（以下「就農サポート相談窓口」という。）することとし、両者及び関係機関が連携して、就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。

## 2 都道府県が主体的に行う取組

- (1) 本県は、農業を担う者を幅広く確保するため、おおいた農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、当該県の農業の魅力、市町村・地域毎の受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、様々なメディアを活用した PR 活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。
- (2) 本県は、新たに就農しようとする青年等に対する研修を実施するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度も普及及び国等の支援の活用を働きかける。
- (3) 振興局は、認定農業者が農業経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、計画的に巡回指導等を行う。
- (4) 本基本方針第6（6）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項に基づき、新規就農者等の確保・育成を図る。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

上記第1の1に掲げる効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標を地域における農用地の利用に占めるシェアで示すと、次に掲げるとおりである。

目標の達成に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を面的に集積するように努める。また、十分に農用地の利用集積が進んだ地区においては、地域計画の協議や基盤整備事業の活用を契機として、利用権の再配分等による農用地の集約化を図る。

地 域	効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標
全県下	90%

## 第6 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項

### 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地利用に占めるシェアの目標の達成を図るためには、今後10年間で約22,300haの農地集積が必要であり、従来にも増して積極的な取組が必要である。

このため、県は、関係課室、振興局、農業関係試験研究機関等の県関係機関による推進体制を整備するとともに県公社、県農業会議、大分県農業協同組合中央会、大分県土地改良事業団体連合会等の関係団体と相互に十分な連携を図りながら、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、このような農業経営基盤の強化を促進するための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置を効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつけるため、地域計画に位置付けられた農業者に対する農用地の面的な集積が進むよう支援するとともに、その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集約化する農業経営改善計画認定制度の普及を図る。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を終了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

#### (1) 農業経営改善計画認定制度の普及と認定農業者への支援

県は、地域のリーダーとして、また、稼ぐプロの農業経営者の育成を目指して、将来に夢と希望を抱いて農業経営に意欲的に取り組む農業者に、農業経営改善計画の認定を受けるよう指導するとともに、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・指導を実施する。

さらに、認定農業者の農業経営改善計画の達成に向けて、経営規模の拡大、省力化機械・施設の導入、生産方式や経営管理の合理化に関する研修の実施など、重点的かつ集中的な支援を行う。

#### (2) 利用権の設定等の促進

県下各地域の特性に即した営農類型による効率的かつ安定的な農業経営と地域全体の農業の発展が図られるよう、地域計画を軸に、農地中間管理事業を利用した効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積・集約化を推進する。

平坦でほ場整備の進んだ地域においては、利用権設定を中心に農地集積を推進し、経営規模の拡大を図るとともに、担い手同士の交換分合等による集約化を図る。

また、中山間地域等の担い手が不足する地域においては、経営の複合化、生産組織の育成等を図りつつ、集落営農法人連合体の育成、企業参入・新規就農者等の地域外の担い手の受入れ等を推進し、効率的かつ安定的な農業経営体や多様な農業者の育成・確保を図る。

### (3) その他農業経営基盤強化促進事業の促進

農用地利用改善事業、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業の実施を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、地域計画の達成に資するように、各地域の特性に適した事業を重点的、効果的に実施する。

### (4) 指導体制の充実と強化

振興局等の県内の指導機関においては、市町村、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を図り、地域における指導機能の強化を図る。

特に、地域における農業の将来の在り方と担い手、小規模な兼業農業者、生きがい農業を行う高齢者、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、地域計画の策定を契機とした集落段階における農業者等の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行う。

また、生産方式の効率化、経営管理の合理化、農業従事の態様改善など、その計画達成のために必要な研修を実施する。更に、経営の指導を担当する者を養成し、農地所有適格法人等の設立・運営の指導強化等を図る。

### (5) 農用地の利用条件の整備

ほ場の大区画化に向けて、基盤整備事業等の積極的な導入を図る。また、集団化した農用地の利用条件の形成を図るため、関係者による土地利用調整を推進する。更に、換地を契機として、利用権の設定、農作業受委託の推進等、地域計画に沿って地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

### (6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の2で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、次のとおり積極的に取組を進める。

#### ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

##### (ア) 就農支援体制の整備

就農サポート相談窓口から就農に向けた情報提供や就農相談を行うほか、地域段階における就農希望者に対する相談窓口として、県の振興局管内に、振興局、市町村、農業団体等で構成する地域就農ガイドセンターを設置する。

##### (イ) 就農希望者に対する情報発信及び相談対応

就農希望者に対して、ホームページやパンフレットに加え、県内外での就農相談会や移住相談会等により各種研修制度や国や県の就農支援制度、融資制度、市町村独自の支援制度の紹介や主要品目の経営指標に関する情報等の提供を関係機関と連携して行う。

雇用就農希望者に対しては、個別に開催する相談会等による情報提供や、県公社の無料職業紹介機能を活用したマッチングを行う。

#### イ 就農に向けた技術習得のための支援

農業者の研修教育施設の中心的機関として、農業大学校においては、生徒に対する就農に向けた教育、農業法人等への雇用就農支援、その他就農を希望する者に対する研修を実施する。

また、就農希望者の段階に応じ、①農業経験の乏しい就農希望者に対する短期の「就農体験研修」、②品目の選定を促すための中長期の「就農準備研修」、③経営希望品目において優れた農業者のもとで長期間研修する「ファーマーズスクール」、産地の担い手を確保するため、長期研修を実施する「就農学校」での研修により、農業技術と経営技術の習得を支援する。

なお、経営の譲渡を希望する農業者と継承を希望する就農希望者には、農業経営継承コーディネーター制度や経営継承事業を活用し、技術習得・移譲を支援する。

#### ウ 定着に向けた取組

市町村が策定する「地域計画」において、新規就農者が地域内の農業を担う者として位置付けられるよう促し、地域の新たな担い手としての定着を支える。

また、振興局は新規就農者に対する技術指導及び経営相談などを指導農業者、普及協力委員等の協力を得て継続的に行い安定的な経営体への育成を図る。

#### エ 経営発展に向けた取組

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営体へと経営発展できるよう、青年等就農計画の作成を支援し、認定新規就農者の認定取得を促す。青年等就農計画の達成に向けて、経営指導や規模拡大を後押しする。

また、認定新規就農者から認定農業者への円滑な移行を促すため、農業経営改善計画策定の支援とともに、その達成に向けて継続的にサポートする。

#### オ 青年組織（各地方農業青年連絡協議会）への加入促進

県は、市町村と共同して新規就農者に地域の青年組織への加入を促進する。

また、各種研修会等の実施による青年組織の活性化により、青年相互の交流と資質向上を図り、次世代の担い手へと育成する。

### 2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された県公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集積・集約化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。

- ア 農用地等を買入れ、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

- ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- エ アに掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業